

高水公告第 36 号

制限付一般競争入札を下記のとおり執行する。

令和7年7月11日

高槻市企業管理者 西岡 博史

令和7年度

高槻市水道部電力調達に係る制限付一般競争入札要綱（郵便入札）

（大冠浄水場ほか5施設）

1. 契約概要

(1) 契約名称

大冠浄水場ほか5施設に係る電力調達契約

(2) 電力需給概要

別添仕様書のとおり

(3) 電気需給場所

別添仕様書のとおり

(4) 予定使用総電力量

9,036,173kWh/年

(5) 契約方法

単価契約とする。

(6) 履行期間

令和7年10月検針日 から 令和8年10月検針日前日 まで

2. 日程

1 公告（実施要綱（本書）、仕様書等の配布開始）
令和7年7月11日



2 仕様書等に関する質問受付
令和7年7月11日 から
令和7年7月16日 午後5時 まで



3 仕様書等に関する質問に対する回答
令和7年7月23日 まで



4 入札参加の申込み
令和7年7月11日 から
令和7年7月29日 まで 【必着】



5 高槻市水道部から入札参加可否および入札に要する書類の送付
令和7年8月1日までに連絡がない場合は、ご連絡ください。



6 入札書の受付（郵便入札）
令和7年8月7日 まで 【必着】



7 開札
令和7年8月8日 午前11時00分



8 契約
落札者決定後、速やかに契約手続きを進める。

3. 入札参加資格

次の要件をすべて満たすことが必要です。

- 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- 本市の令和7年度入札参加資格者名簿(物品・業務委託(施設管理業務委託を除く))に登録されていること。
- 取引第1希望品目または取引第2希望品目に「電力(14C)」に登録していること。
- 電気事業法第2条の2による小売電気事業の登録を受けている者であること。
- 令和5年4月1日以降に電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第34条第4項の規程により経済産業大臣から督促期限までの納付金未納の公表措置を受けていないこと。
- 高槻市電力の調達に係る環境配慮方針に規定する入札参加資格の要件を満たしていること(評価点の合計が加点項目も含め105点満点中70点以上)。
- 高槻市物品売買業者指名停止基準および高槻市建設工事請負業者指名停止基準(以下「高槻市指名停止基準」という。)に基づく指名停止期間中でないこと。

4. 仕様書等に関する質問受付および回答

(1) 質問方法

仕様書等に対する質問がある場合は、本公告掲載ページ下部「お問い合わせフォーム」により質問すること。

なお、入札手続に対する質問は電話(072-674-7953)にて随時受付を行う。

(2) 質問受付日時

令和7年7月11日 から 令和7年7月16日 午後5時 まで

(3) 回答日時及び方法

令和7年7月23日までに、高槻市ホームページに受け付けた質問とその回答を掲載します。

HP URL

<https://www.city.takatsuki.osaka.jp/site/nyusatsu-keiyaku/156071.html>

5. 入札参加申込み

(1) 入札参加申込書等の送付

「入札参加申込書(様式第1号)」および「高槻市環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書(様式1)」に必要事項を記載の上、申込み期限までに次項に掲げる提出書類を書留または簡易書留にて郵送してください。

【入札参加申込期限 ※必着】

令和7年7月29日まで

【郵送先 ※書留または簡易書留】

「(2)提出書類一覧」の「No.1」および「No.2」

〒569-0067

高槻市桃園町4番15号

高槻市水道部 総務企画課 財務管理チーム

「(2)提出書類一覧」の「No.3」および「No.4」

※令和7年4月1日以降に既に提出している場合は提出不要

〒569-0067

高槻市桃園町2番1号

高槻市役所 市民生活環境部 環境政策課

※参加申込期限までに到着しない申込みは無効となります。また、郵送事故等により書類が届かなかったことに対する異議申し立ては受けることはできません。

(2) 提出書類一覧

No.	書類名
1	入札参加申込書（様式第1号）
2	電気事業法第2条の2による小売電気事業の登録を受けていることを証明する書類の写し
3	高槻市環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書（様式1） （高槻市電力の調達に係る環境配慮方針関係書類）
4	No.3「高槻市環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書（様式1）」の根拠書類 （高槻市電力の調達に係る環境配慮方針関係書類）

(3) 入札参加資格の承認

入札参加申込期限後に審査をし、入札参加の可否を通知する。承認された場合は入札手続きに要する下記の書類を送付し、否認された場合はその旨を通知する。

※令和7年8月1日までに入札参加可否の通知がない場合は、高槻市水道部総務企画課までご連絡ください。

- 入札参加資格承認書
- 入札書（様式第2号）
- 積算内訳書（様式第3号）
- 入札立会人通知書（様式第5号）※入札立会人に選定された者にのみに送付

6. 入札

入札参加承認者に送付した入札書（様式第2号）および積算内訳書（様式第3号）を下記のとおり返送すること。

※入札保証金は免除とする。ただし、落札者が契約を締結しないときは、違約金として入札金額の100分の3に相当する額以上を徴収する。

(1) 入札書類の作成

- ① 「入札書（様式第2号）」に記載する額は、各月の予定使用電力量に、契約しようとする単価を乗じて得た額の合計額（消費税および地方消費税額を含む）とし、使用印鑑として届出している印鑑を押印すること。
- ② 「積算内訳書（様式第3号）」に必要事項を記載すること。
- ③ 「入札書（様式第2号）」および「積算内訳書（様式第3号）」を封筒に封入し、入札件名および差出人名を記載すること。

(2) 入札書類の提出

前項の封筒を書留または簡易書留で郵送すること。また、入札書類の提出後は、入札書等の書き換え・引き換えまたは撤回をすることができない。

【入札書提出期限 ※必着】

令和7年8月7日まで

【郵送先】

〒569-8799

高槻郵便局留

高槻市水道部 総務企画課 財務管理チーム

※入札書提出期限までに到着しない入札は無効となります。また、郵送事故等により書類が届かなかったことに対する異議申し立ては受けることはできません。

(3) 入札成立の条件

入札書提出期限後に有効な入札書が1あれば成立とする。

(4) 無効の入札

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- 本要綱に示した入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者がした入札、並びに高槻市競争入札心得（物品関係）に示した条件等入札に関する

条件に違反した入札

- 指定された様式以外を使用した入札
- 入札金額の直前に「¥」マークの記載のない入札
- 「入札書」に記名または押印のない入札
- 「入札書」に押印した印鑑が「使用印鑑届」で届けている印鑑と異なる入札
- 鉛筆、消せるボールペン等、訂正の容易な筆記具により記入された入札
- 金額を訂正した入札（書き損じた場合は、新しい入札書を使用してください。）
- 同一入札に同一人が複数の入札書を提出したもの
- 入札書提出期限を過ぎて到着したもの
- 入札書等を封入した封筒に入札件名および差出人名が記載されていないもの
- 入札書等を封入した封筒に記載の入札件名および差出人名と、同封した入札書等の入札件名および差出人名が相違するもの
- 入札書に対応する積算内訳書の提出がないもの
- 入札書等を封入した封筒を書留または簡易書留以外の方法で郵送したもの
- 入札参加資格を確認された者であっても、入札時点までに高槻市指名停止基準に該当することになった場合は、その者は入札参加資格を失うものとし、入札を行った場合は無効とする。

7. 開札

下記の日時・場所で開札する。なお、入札立会人通知書（様式第5号）を受理した者は、立会人として指定の日時に参集すること。

入札参加承認者（入札立会人を除く。）が入札の傍聴を希望する場合は、事前に連絡すること。

(1) 日時

令和7年8月8日 午前11時00分

(2) 場所

大阪府高槻市桃園町4番15号 高槻市水道部庁舎4階入札室

(3) 落札者の決定方法

予定価格以下の最も低い価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、その入札が無効になった場合は、次に低い価格をもって入札した者を落札者とする。

予定価格以下の最も低い価格を入札した者が複数あるときは、直ちに入札立会人または入札傍聴人がくじを引いて落札者を決定する。これらの者の出席がない場合は、これに代えて水道部職員がくじを引く。

(4) 落札者への通知

落札者が入札立会人でない場合は、その旨を落札者にのみ電話連絡する。

(5) 入札中止等

不正な入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は災害その他入札の実施が困難な特別の事情が生じたときは、入札を中止または延期することがある。

8. 契約

(1) 契約日

高槻市と落札者との間の電力供給契約の締結日は、双方の協議により決定する。落札者の責により指定の契約期間内に契約ができなかった場合は、権利を失うと共に入札金額の100分の3に相当する額以上を徴収する。

(2) 契約保証金

原則、入札金額の100分の5以上に相当する契約保証金を要する。契約保証金は供給期間後に還付する。

(3) 契約に要する費用

契約に要する費用の一切は落札者が負担するものとする。

9. その他注意事項

本要綱および仕様書等に疑義等がある場合は高槻市水道部に確認すること。